

学生・保護者・教職員・学校関係者 各位

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の新規感染者は、過去 16 日間で 2 万人増加しました。そのうちの 1 万人は直近 7 日間での増加です。

群馬県でも連日、新規感染者が確認され、8 月 11 日現在の感染者は 53 名となりました。

群馬県が＜警戒度移行の判断基準＞として、HP 上で公表している COVID-19 に対する医療提供体制の現状は、【病床数 302 床（240 床から増床）、ECMO9 台（7 台から増設）、人工呼吸器 23 台】です。皆さんはこの数値をどのように捉えますか？

地方の医療体制は、平素から盤石ではありません。単に都道府県別の感染者数を比較するのではなく、当該都道府県の医療体制の状況をふまえて、その推移を注視してください。

また、COVID-19 の治療体制を確保するためには、「救急の受け入れ停止」「予定していた手術、治療の延期」等、他の診療を縮小せざるを得ない現状があることを認識しましょう。

高等学校学生寮を中心とした大規模な集団感染や、県内の専門学校でもクラスターが発生しています。新型コロナウイルスは、確実に人によって移動しています。だれもが感染し・感染させてしまう可能性があります。

皆さんは、3 月末からこれまでの間、COVID-19 の感染予防対策に取り組んできました。「不特定多数の人と接する機会のあるアルバイトの禁止」「同居家族以外の人との会食の禁止」「学校生活以外での人との接触を減らす」等、多くの行動制限を継続してきました。皆さんの努力によって、今日まで学内の授業と、一部臨地での実習が可能となったのです。

8 月 11 日からは、短い夏休みとなりました。お盆休暇をはさみ、家族や親戚の方、友人と過ごす時間も増えることでしょう。その際にも、これまで継続してきた感染予防行動を決して緩めることなく、励行してください。

そして、家族・親戚・友人等、周囲の方に、私たちが実践している感染予防行動の意味を伝え、実践していただけてください。

「なぜ、密閉・密集・密接となる状況を避ける必要があるのか」

「なぜ、会食を通して感染する危険があるのか」

「どんな場面で、手洗い・手指消毒が必要なのか」

「なぜ、マスクを着用するのか」「どんな時にマスクを着用する必要があるのか」等

そして看護職を目指す者として、COVID-19 に感染した患者さんの回復に向けて、医療従事者が、どのような状況の中で、日々、賢明な努力を重ねているかを想像してください。

私たちが感染予防行動を継続していくことが、医療従事者を支援することに繋がるのです。

関わらせていただく全ての人と家族・自分の命を守るために、「感染しない・感染させない」ために、当校の学生・教職員は、以下の感染予防行動を今後も継続励行してください。

- (1) 手指消毒・マスクの着用を徹底する。
 - ①同居家族以外の人と接する時はマスクを着用する。マスクを外した状態での会話は極力避ける。食事等のために外したマスクは、清潔な状態で保管する。
 - ②マスクはその効果を得られるように着用する。
 - * 「鼻が覆われない状態」「マスクと顔の間にすき間がある状態」では効果は得られない。
 - * 熱中症予防対策として、水分を小まめに摂る。屋外や換気がされている室内で周囲に他者がいない場所では、適宜マスクを外す。
 - ③まめに手洗い・手指消毒をする。
 - ④共有物使用の際は、前後の手指消毒と、使用後の物品の清拭（所定の方法）を励行する。
- (2) 同居家族以外の人との距離はできるだけ2m（最低1m）空ける。

学校内においても、距離を確保する。確保できない場合はフェイスシールドを使用する。「密閉」「密集」「密接」をさける。冷房中も換気をする。屋外でも「密接・密集」しない。
- (3) 学校生活以外での、人との接触を減らす。

（参考：人との接触を8割減らす、10のポイント、新しい生活様式の実践例）
- (4) 同居家族以外の人との会食は避ける。
- (5) 通院や食料品・生活用品の買い物等、必要時以外は、不特定多数の人が訪れる施設の利用は控える。利用する施設や店舗が「業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドライン」を実践していることを見極める。
- (6) 東京・神奈川・千葉・埼玉 等、新規感染者が増加している都道府県への移動を控える。
- (7) レストラン、ハンバーガーショップ、フードコート等 飲食店での飲食は控え、持ち帰り、デリバリーを利用する。
- (8) 不特定多数の人と接する機会のあるアルバイトは、当面の間、禁止。他の職種でアルバイトを希望する際には、事前に改めてアルバイト届を提出し、開始の許可を得る。
- (9) 各学年が使用するスペースを現行通り、原則限定する。
- (10) 1日3回の体温測定と健康記録・行動記録の記入を継続する。（記録は証明書類となる）
- (11) 発熱等の風邪症状、だるさ、味覚障害、嗅覚障害 等、がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤を使用しない。同居家族や濃厚接触者に同様の症状がある時にも学校に連絡をする。
- (12) 「体調に変化がある方」「感染予防行動がとれなかった方」「外出の自粛ができなかった方」は、必ず登校を控える。併せて、その旨を学校に電話連絡する。

以上

2020年8月12日

渋川看護専門学校 学校長 井口千春